

「くるめつつじ会」会則

(名称)

第1条 本会は「くるめつつじ会」と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦と、郷土久留米の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図る事業
- (2) 企業情報の提供など郷土久留米の発展に寄与する事業
- (3) その他目的達成のために必要と認められる事業

(事務局)

第4条 本会の事務局を久留米市東京事務所内に置く。

(会員)

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 久留米地域出身者で首都圏に在住する者
- (2) 久留米地域在住者
- (3) その他本会の趣旨に賛同する者で会長が認めた者

(役員及び任期)

第6条 本会に次の役員を置き任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠または増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 幹 事 若干名
- (6) 監 事 2名
- (7) このほか必要に応じ顧問・相談役を置く。

(役員の職務)

第7条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長が定めた順序によりその職務を代理する。
- (3) 事務局長は久留米市東京事務所長がその任に当たる。
- (4) 理事は理事会を構成し理事会の諮問事項について審議する。
- (5) 幹事は事務局長を補佐し、本会活動の活性化に努める。幹事は他の役員を兼務することができる。また、幹事のうち1名は久留米市東京事務所次長がその任に当たる。
- (6) 監事は本会の会計を監査する。
- (7) 顧問・相談役は本会の重要な事項につき会長の諮問に答え、または必要に応じて意見を述べることができる。

(役員を選任)

第8条 役員は次により選任する。

- (1) 会長および副会長は理事の互選により総会で選任する。
- (2) 理事および監事は会員の中から会長が選任する。
- (3) 幹事は理事会の推薦により会長が選任する。
- (4) 顧問・相談役は会長が委嘱する。

(会議)

第9条 本会の会議は定期総会、理事会、臨時総会、懇親会、幹事会とし次により開催する。

- (1) 定期総会は年1回開催し、次の事項を付議決議する。
 - ア 会則の変更
 - イ その他理事会で必要と認めた事項
- (2) 理事会は必要に応じて会長が招集し、次の事項を付議決議する。理事会は会長、副会長、理事、幹事をもって構成する。
 - ア 総会に付議する事項
 - イ 事業計画、予算決算
 - ウ 本会の運営に関する事項
 - エ その他必要と認めた事項
- (3) 臨時総会、懇親会は必要に応じて開催する。
- (4) 幹事会は会長、事務局長、幹事をもって構成し、必要に応じて事務局長が招集する。幹事会の議長は会長とする。ただし、会長に事故等あるときは、議長は出席幹事の互選による。

(決議)

第10条 総会および理事会の決議は出席者の過半数（委任状を含む）をもって行う。

(会計)

第11条 本会の経費は必要に応じて徴収した収入、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第12条 本会則に定めなき事項は理事会において定める。

(施行期日)

第13条 この会則は平成12年1月20日より施行する。

附 則

この会則は、平成12年10月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年10月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年10月18日から施行する。